第4回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、8月31日、午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第56号中、当委員会に分割付託された案件については、 補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

環境保全基金寄付金について、寄付採納者に対し、寄付金の活用方法を説明しているのか。とに対し、

今後、寄付採納者に対し、寄付金の活用方法をお知らせできるよう、工夫 してまいります。とのこと。

半田赤レンガ建物活用調査事業について、緊急雇用創出事業を活用して実施するが、耐震改修工事も行うものか。また、委託先は決定しているのか。 とに対し、

耐震改修工事を実施するものではなく、耐震改修工事の手法を検討するものです。委託先については、当初予算で同事業の委託契約をしている業者に、 追加発注する予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、 原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第59号及び議案第60号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田市防災会議条例の一部改正について、地域の防災に関する重要事項を 審議する内容が盛り込まれるため、防災会議自体の重要性がさらに高まることになるという認識でよいか。とに対し、

国の災害対策基本法の改正は、大規模災害にかかる被災者対応や地域の防災教育の強化も含めた内容となっていることから、自治体の防災会議の役割がさらに高まるものと認識しております。とのこと。

同じく、半田市防災会議条例の一部改正について、国の災害対策見直しの 全体像では、国及び地方公共団体による積極的な情報収集、伝達及び情報共 有の強化をうたっているが、条例改正により、所管事務から「情報を収集す る」という項目が削除されるのはなぜか。とに対し、

国は防災会議と災害対策本部の役割の見直しを求めており、防災会議において情報収集を行うのではなく、災害対策基本法の一部改正により、新設された市町村災害対策本部の所管事務に「情報を収集すること」を明示しているため、削除するものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第59号について、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く議案第60号については、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。